

# 大分県造林事業実施要領

制定	平成14年	4月	1日
改正	平成15年	4月	1日
改正	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	4月	1日
改正	平成19年	7月31日	
改正	平成20年	4月	1日
改正	平成20年10月		1日
改正	平成21年	4月	1日
改正	平成22年	4月	1日
改正	平成23年	6月	1日
改正	平成24年	4月10日	
改正	平成24年	9月21日	
改正	平成24年11月		20日
改正	平成25年	5月	1日
改正	平成26年	6月	2日
改正	平成28年	6月20日	
改正	平成29年	6月20日	
改正	平成29年	9月	1日
改正	平成30年	6月	1日
改正	令和元年	5月	7日
改正	令和2年	4月13日	
改正	令和2年	6月11日	
改正	令和3年	4月20日	
改正	令和4年	4月	5日
改正	令和5年	4月	6日
改正	令和6年	1月	9日

大分県造林事業の実施については、大分県造林事業補助金交付要綱（平成5年10月1日制定。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

## 第1 事業区分及び事業内容等

造林事業の区分ごとの事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

### 1 森林環境保全直接支援事業

本事業は、要綱に規定する森林環境保全直接支援事業を次により実施するものとする。

#### (1) 事業内容

##### ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。

##### イ 樹下植栽等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3 齢級以上の林分（「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対象森林にあっては上層木が10 齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去。

ウ 下刈り

植栽等により更新した2 齢級以下の林分で行う雑草木の除去とする。

エ 雪起こし

植栽により更新した5 齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8 齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とする。

オ 倒木起こし

植栽により更新した5 齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

カ 枝打ち

3～6 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去

キ 除伐

下刈りが終了した9 年生～25年生以下の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

ク 保育間伐

3～12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

ケ 間伐

3～12 齢級以下の林分又は森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積とする。

コ 更新伐

3～18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合は10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積とする。

サ 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、(ア)のbについてはこの限りではない。）とする。

(ア) 鳥獣害防止施設等整備

a 施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

b 施設改良

既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

(ウ) 林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。

(エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

シ 森林作業道整備

「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）に基づき県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当するものとする。

(ア) ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。

(イ) 第2の1の(1)【事前計画】（【 】は引用を簡潔に示すものである。以下同じ。）に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると県知事（以下「知事」という。）が認めるもの

(ウ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの

(2) 事業主体

次のいずれかの者とする。

ア 県

イ 市町村

ウ 森林所有者

エ 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）

オ 森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）

カ 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）

キ 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）

ク 森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策

定者」という。)

- ケ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐特措法」という。）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
- コ 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。)

### (3) 事業規模等

(1) のア～コについては、1 施行地の面積が0.1ha以上。

これに加えて、間伐及び更新伐については、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

- ア 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、第5の1【補助金の交付申請】に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m<sup>3</sup>以上
- イ 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は、アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。

### (4) 補助金額

- ア 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。
- イ 標準経費は標準単価に事業量を乗じて求めたものとし、標準単価の算定は第5の3【標準単価】によるものとする。
- ウ 査定係数は、次のとおりとする。

(ア) 次に該当するもの：180

市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（以下「効率的施業区域」という。）又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り

なお、人工造林について、本項の査定係数が適用されるものは、大分県造林事業実施要領の運用の別表1に記載の特定母樹に該当するものとし、その他の樹種（コウヨウザン等の早生樹）等については、振興局長と協議を行うものとする。

(イ) 次のa～cのいずれかに該当するもの：170

- a 森林経営計画等に基づき行う事業（(ア)に規定する査定係数180で行うものを除く。また、(ア)の施行地における4回以降の下刈りも含む）。
- b 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの
- c 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧(1)ア～コの施業と一体的に実施するものを除く。)

(ウ) 次のa又はbのいずれかに該当するもの：90

- a 人工造林及び樹下植栽等について、樹木の伐採の跡地において伐採造林届出書に基づいて行うもの(計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの(イ)のaに該当するものを除く)
  - b 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(ア)及び(イ)のaに該当しないもの
- エ 補助率は、要綱別表によるものとする。

## 2 特定機能回復事業

本事業は、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。）第2の2に規定する協定（地方公共団体等と森林所有者による協定等であって、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨が定められたものをいう。以下同じ。）に基づいて特定機能回復事業を次により実施するものとする。

### (1) 森林緊急造成

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。

#### ア 事業内容

##### (ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

##### (イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

##### (ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

##### (エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

##### (オ) 倒木起こし

1の(1)のオに準ずる。

##### (カ) 除伐

1の(1)のキに準ずる。

##### (キ) 付帯施設等整備

次の施設であって、(ア)～(カ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、aの(b)についてはこの限りではない。）とする。

#### a 鳥獣害防止施設等整備

##### (a) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のaに準ずる。

##### (b) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のbに準ずる。

#### b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)に準ずる。

#### c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)に準ずる。

#### d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(カ)」と読み替える。

(ク) 森林作業道整備

1の(1)のシに準ずる。(ただし、1の(1)のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(カ)」と読み替える。)

イ 事業主体

(ア) 県、市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合(事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。))による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。)に限る。)

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、県及び市町村にあっては森林所有者と、県又は市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。))。

ウ 事業規模等

アの(ア)～(カ)については、1施行地の面積が0.1ha以上。

なお、都道府県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、第5の1【補助金の交付申請】に定める補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ha以上とする。

エ 補助金額

(ア) 補助金額は1の(4)のアに準ずる。

(イ) 標準経費は1の(4)のイに準ずる。

(ウ) 査定係数は次のとおりとする。

a 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180

b その他：90

(エ) 補助率は1の(4)のエに準ずる。

(2) 被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

- 1の(1)のエに準ずる。
- (オ) 倒木起こし  
1の(1)のオに準ずる。
- (カ) 枝打ち  
6齢級以下の林分において保育間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去。
- (キ) 除伐  
1の(1)のキに準ずる。
- (ク) 保育間伐  
3～12齢級以下の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積（被害木を含む。）とする。
- (ケ) 更新伐  
3～18齢級以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らしとする。
- (コ) 付帯施設等整備  
次の施設であって、(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、aの(b)についてはこの限りではない。）とする。
- a 鳥獣害防止施設等整備
- (a) 施設等整備  
1の(1)のサの(ア)のaに準ずる。
- (b) 施設改良  
1の(1)のサの(ア)のbに準ずる。
- b 鳥獣害防止施設等整備  
1の(1)のサの(ア)に準ずる。
- c 林内作業場及び林内かん水施設整備  
1の(1)のサの(イ)に準ずる。
- d 林床保全整備  
1の(1)のサの(ウ)に準ずる。
- e 荒廃竹林整備  
1の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(ケ)」と読み替える。）
- (サ) 森林作業道整備  
森林作業道の開設及び改良であって、(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。
- (シ) 森林保全再生整備  
野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当するものとする。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条第2項に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間、鳥獣被害防止特措法第4条の2に基づく被害防止計画との関係に

ついて事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。

a 鳥獣害防止施設の整備等

次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものとする。

(a) 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（バッチディフェンス、金網等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。）

(b) 既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。）

b 鳥獣の誘引捕獲

誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。）とする。

イ 事業主体

(ア) 県、市町村（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて実施する場合に限る。）

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）

ウ 事業規模等

アの(ア)～(カ)については、1 施行地の面積が0.1ha以上。

エ 補助金額

アの(ア)～(シ)については、(1)のエに準ずる。（ただし、査定係数は170とする。）

(3) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。

ア 事業内容

(ア) 一貫作業

標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行うものとする。

なお、植栽については、原則として1,500本/haの標準単価適用区分を上限とし、植栽する樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種とする。

(イ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。ただし、同一施行地における下刈りについては3回までとする。

(ウ) 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、(ア)～(イ)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、aの(b)についてはこの限りではない。）とする。



a 鳥獣害防止施設等整備

(a) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のaに準ずる。

(b) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のbに準ずる。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)に準ずる。

(エ) 森林作業道整備

(1)の(ア)の(ク)に準ずる。(ただし、(1)の(ア)の(ク)において「(ア)～(カ)」とあるのは、「(ア)～(イ)」と読み替える。)

イ 事業主体

(ア) 都道府県又は市町村(自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。)

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者(自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。)

ウ 事業規模等

アの(ア)、(イ)については、1施行地の面積が0.1ha以上、1伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haとし、伐区については連たんしないものとする。また、次に掲げる全ての要件に該当すること。

(ア) 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において実施するものであること。

(イ) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。

(ウ) 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。

エ 補助金額

(1)のエ【補助金額】に準ずる。ただし、査定係数は180とする。

3 機能回復整備事業

本事業は、要綱に規定する特定森林造成事業の花粉発生源対策促進事業により実施するものとする。

(1) 事業内容

ア 花粉発生源植替え

花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。

イ 付帯施設等整備

アの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

(ア) 林木被害防止施設等整備

多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)に準ずる。

(ウ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアの施業に係る事業量を超えないものとする。

ウ 森林作業道

継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び改良であって、アの施業と一体的に実施されるものとする。

(2) 対象事業の範囲

機能回復整備事業の対象とする事業内容は次のとおりとする。

ア 花粉発生源対策促進事業

花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業とする。

(3) 事業主体

ア 花粉発生源対策促進事業

県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

(4) 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。

(5) 補助金額

ア 補助金額は1の(4)のアに準ずる。

イ 標準経費は1の(4)のイに準ずる。

ウ 査定係数は180とする。

エ 補助率は1の(4)のエに準ずる。

## 第2 事業計画等

### 1 事前計画の作成等

(1) 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者又は、機能回復整備事業の事業内容のうち、花粉発生源植替え及び一体的に実施する林木被害防止施設等整備並びに森林作業道について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

(2) 第1の1の(1)のア【人工造林】において、植栽する苗木が花粉症対策苗木等である場合は、苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を(1)の事前計画に添付するものとする。

(3) 第1の3の(1)のア【花粉発生源植替え】について補助を受けようとする者は、植栽する苗木が花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を(1)の事前計画に添付しなければならない。

(4) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が第1の1【森林環境保

全直接支援事業】の事業内容、事業主体及び事業規模等となっており、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

- (5) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された内容を随時とりまとめ、県内における森林環境保全直接支援事業に係る間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするよう努めるものとする。

### 第3 県の助成

県の助成については、本要領第1の事業に要する経費について補助するものとする。

### 第4 維持管理

- 1 造林事業により実施した施設の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。
- 2 当該事業主体は、自らこれを管理し又は他の地方公共団体、森林組合等を指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。
- 3 知事は、造林事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

### 第5 造林事業に係る特記事項

造林事業については、次の事項を適用する。

#### 1 補助金の交付申請

- (1) 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、要綱に定める必要書類を添付して提出することにより、補助金の交付申請を行う。
- (2) 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して、(1)に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行う。

#### 2 竣工検査

知事は、交付申請のあったものについて次によるほか、大分県造林事業竣工検査及び補助金査定要領（平成21年11月11日制定）及び造林事業検査マニュアル（令和4年4月12日改正）（以下「検査要領等」という。）により竣工検査（以下「検査」という。）を行う。

- (1) 検査は、申請の受理後速やかに1施行地ごとに、行うものとする。
- (2) 施行地の面積及び森林作業道の延長が知事の定める規模に満たないものについては、(1)の規定にかかわらず当該施行地のうち無作為に抽出するその10%以上に相当する数の施行地を除き、現地での確認を省略することができる。ただし、第1の3の(1)のアについては、適用しないものとする。
- (3) 検査の結果、当該施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- (4) (3)の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

- (5) 検査員は、検査した事項及び自らの氏名を検査調書に記入するものとする。
- (6) 検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 標準単価

標準単価は次により定める。

- (1) 標準単価の構成因子は、事業内容ごとに付表1に掲げる標準単価構成因子を基準とする。
- (2) 標準単価の算定は、事業内容に係る作業のうち国が作業工程を提示したものについては当該作業工程を用いるとともに、国が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
- (3) 第1の1【森林環境保全直接支援事業】の事業内容における間伐、更新伐の標準単価は、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積50m<sup>3</sup>を上限としてその数量に応じて定める。
- (4) 第1の3の(1)のア【花粉発生源植替え】については、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積300m<sup>3</sup>を上限として、その数量に応じて定める。
- (5) 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
- (6) 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあっては、これに適用する標準単価を定めることができる。
- (7) 標準単価及び検査要領等については、事業主体が事業実施の可否を判断し及び低コスト化を図りつつ事業を適切に実施する上で重要な要素であることから、知事は、標準単価の算定に用いる作業工程（国が提示するものを除く。）について、実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、標準単価及び検査要領等に係る情報をホームページ等で積極的に公開するものとする。

### 4 補助金の交付決定等

- (1) 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。
- (2) 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

### 5 補助金の交付に当たって付すべき条件等

#### (1) 国への返還

知事は、要綱第6条【補助条件】により補助金相当額を収納した場合は、収納した補助金相当額のうち国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

### 6 その他

- (1) 事業主体は、森林法等を遵守し事業の実行にあたること。
- (2) 第1の1及び2【森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業】の対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種に

あつては、林野庁長官の承認を得るものとする。

(3) 第1の事業内容における県の上乗せ事業について、別表1のとおりとする。

(4) 第1の3の(1)の**ア【花粉発生源植替え】**については、以下によるものとする

ア 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね70%以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。

イ 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあつては、補助金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象林分であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。

ウ 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、第1の3の(1)の**イの(ア)【林木被害防止施設等整備】**により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。

エ 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙2の2の花粉症対策苗木及び当該施業実施箇所の知事が花粉症発生源対策に資すると認める苗木とする。

(5) 知事は、事業の実施に当たって、施行地の森林保険加入を原則として、森林所有者の指導に努めるものとする。

(6) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉の発生抑制対策の推進について」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

(7) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

## 第6 その他

1 県の行う事業については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21林整計第336号林野庁通知）別紙6に準じて行うものとする。

2 知事は、造林事業の実施に関する調査及び指導監督（成功認定を含む。）を行うものとする。

3 市町村長は、造林事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。

4 本要領により難しい事項については、知事の承認を受けるものとする。

5 以上のほか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき知事が定める。

6 この事業の実施については、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に定めるところによる。

附 則 この要領は、平成14年度の大分県造林事業補助金から適用する。

附 則 この要領は、平成15年度の大分県造林事業補助金から適用する。

附 則 この要領は、平成16年度の大分県造林事業補助金から適用する。

附 則 この要領は、平成17年度の大分県造林事業補助金から適用する。

- 附 則 この要領は、平成19年7月31日以降の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成20年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成20年10月1日以降の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成21年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成22年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成23年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成24年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成24年度3期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成24年度4期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成25年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成26年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (平成28年6月20日 森整第308号)  
この要領は、平成28年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (平成29年6月20日 森整第221号)  
この要領は、平成29年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (平成29年9月1日 森整第651号)  
この要領は、平成29年度3期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (平成30年6月1日 森整第67号)  
この要領は、平成30年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和元年5月7日 森整第66号)  
この要領は、令和元年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和2年4月13日 森整第1235号)  
この要領は、令和2年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和2年6月11日 森整第208号)  
この要領は、令和2年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和3年4月20日 森整第1330号)  
この要領は、令和3年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和4年4月 5日 森整第22号)  
この要領は、令和4年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。  
なお、実施要領第1の1の(1)のクに規定する8～12齢級以下の保育間伐及び同要領第1の1の(3)のア又はイに掲げる事業規模等にかかる申請は、令和4年度当初予算からの適用とする。  
また、実施要領第1の1の(1)のアに規定する補植及び同要領第1の1の(4)のウの(ア)に掲げる査定係数に係る申請は、令和4年4月以降に施業を行った箇所とし、令和4年度当初予算からの適用とする。
- 附 則 (令和5年4月 6日 森整第54号)  
この要領は、令和5年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和6年1月9日 森整第1421号)  
この要領は、令和5年度5期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

付表1 標準単価構成因子

事業内容	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定森林再生事業に限る）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費
花粉発生源植替え （一貫作業）	支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費

（注）苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

（注）搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

（注）一貫作業における地拵え費は、機械地拵え費とする。

別表1

事業の種類	事業主体	事業の内容	事業規模	採 択 基 準	備考
再造林促進事業	第1の1の(2)又は第1の3の(3)に準ずる	スギ・ヒノキ・コウヨウザンによる低コスト再造林にかかる標準経費の15%以内の上乗せ補助を行うものとする。	第1の1の(3)又は第1の3の(4)に準ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1の1の事業で再造林を実施し、植栽樹種はスギ、ヒノキ、コウヨウザンとし、植栽本数の標準単価適用区分は原則としてスギ2,000本/ha、ヒノキ2,500本/ha、コウヨウザン2,000本/haを上限とする。(ただし、知事が法令による制限又は現地の状況、樹種、品種の特性から、当該区分以下の植栽本数が適当でないと判断する場合を除く。)</li> <li>・森林経営計画の長期の方針において、低コスト施業を実施する旨を記載しており、かつ、法令等を遵守していること。</li> <li>・スギ、ヒノキ、コウヨウザンの適地であり、かつ、木材生産に適した現地であること。(環境林整備事業の対象地と重複しないこと。)</li> <li>・森林経営計画対象森林であること。</li> </ul>	森林環境税活用
再造林促進緊急対策事業	第1の1の(2)に準ずる	本数率で20%以上の広葉樹の植栽を伴う再造林にかかる標準経費の5%以内の上乗せ補助を行うものとする。	第1の1の(3)に準ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画対象森林であり、法令等を遵守していること。</li> <li>・広葉樹を植栽することにより、公益的機能がより発揮されること。広葉樹植栽区域が区分けされていること。(針葉樹との混植をしていないこと。)</li> <li>・伐採後2年以内の森林であること。</li> <li>・保安林に指定されていない森林であること。</li> </ul>	
保育間伐推進緊急対策事業	第1の1の(2)又は第1の2の(2)のイに準ずる	人工林の保育間伐にかかる標準経費の5%以内の上乗せ補助を行うものとする。(市町村が標準経費の13%以上の上乗せ補助を行う場合に限る。)	第1の1の(3)又は第1の2の(2)のウに準ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1の1又は第1の2の(2)で保育間伐事業を実施し、その標準経費の13%以上を市町村が上乗せ補助を行う場合。</li> <li>・3～5齢級以下の林分に限る。</li> </ul>	
鳥獣害防止施設等整備事業	第1の1の(2)、第1の2の(1)のイ、第1の2の(2)のイ、第1の2の(3)のイ、又は第1の3の(3)に準ずる	人工造林等の付帯施設である鳥獣害防止施設等整備にかかる標準経費の5%以内の上乗せ補助を行うものとする。(市町村が標準経費の13%以上の上乗せ補助を行う場合に限る。)	第1の1の(3)、第1の2の(1)のウ、第1の2の(2)のウ、第1の2の(3)のウ、又は第1の3の(4)に準ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1の1、第1の2の(1)及び(2)並びに(3)又は第1の3の事業で鳥獣害防止施設等整備を実施し、その標準経費の13%以上を市町村が上乗せ補助を行う場合。</li> </ul>	



下刈支援 対策事業	第1の1の (2)、第1の2 の(1)のイ、第 1の2の(2)の イ、第1の2の (3)のイに準 ずる	スギ・ヒノキ・コウヨウザンに よる低コスト再造林を実施した 人工林(※1)。2～5年生の 下刈りにかかる標準経費の5% 以内の上乗せを行うものとし る。(市町村が標準経費の13% 以上の上乗せ補助を行う場合 に限る。)	第1の1の (3)、第1の2 の(1)のウ、第 1の2の(2)の ウ、第1の2の (3)のウに準 ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1の1、第1の2の(1)及び(2)並びに(3)の事 業で下刈りを実施し、その標準経費の13%以上を市町村 が上乗せ補助を行う場合。</li> <li>・スギ、ヒノキ、コウヨウザンによる低コスト再造林を 実施した人工林(※1)。</li> <li>・林齢が2～5年生に限る。</li> </ul>	
除伐支援 対策事業	第1の1の(2) 又は第1の2の (1)イ又は第1 の2の(2)のイ に準ずる	スギ・ヒノキの人工林において 行う除伐にかかる標準経費の 5%以内の上乗せを行うもの とする。(市町村が標準経費の 13%以上の上乗せ補助を行う 場合に限る。)	第1の1の(3) 又は第1の2の (1)のウ又は第 1の2の(2)の ウに準ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1の1又は第1の2の(1)及び(2)で除伐事業(目 的外樹種)を実施し、その標準経費の13%以上を市町村 が上乗せ補助を行う場合。</li> <li>・3～5 齢級以下の林分に限る。</li> <li>・主林木の成立本数が2,000本以下であること。</li> </ul>	
環境林整 備事業	第1の1の(2) に準ずる	尾根谷部の急傾斜地において、 本数率で100%の広葉樹の植栽 を行う再造林にかかる標準経費 の32%以内の上乗せ補助を行 うものとする。	第1の1の(3) に準ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広葉樹の植栽本数の割合が100%であること。</li> <li>・尾根谷部における概ね35度以上の急傾斜地であって、 森林作業道の開設が困難な地形であり、木材生産に適さ ない現地であること。</li> </ul>	森林環 境税活 用

※1 再造林促進事業で定める植栽密度以下の再造林地。